

平成30年7月豪雨による被害状況と災害対応について

1 概況

平成30年6月28日から、日本付近に停滞した梅雨前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込みやすい状態が続き、日本各地で記録的な豪雨となった。久留米市においては、7月5日から7日にかけて断続的に雨が降り、土砂災害や浸水害の被害が発生した。（6月28日からの大雨については、気象庁が「平成30年7月豪雨」と命名）

この大雨に対する市の防災体制として、7月6日午前4時25分に災害対策本部（本部長：市長）を設置。

気象状況、被害状況、避難勧告等の詳細については、下記のとおり。

2 気象状況

【平成30年7月5日から7日にかけての雨量】

観測地点	中央浄化センター	田主丸総合支所	北野総合支所	城島総合支所	三潁総合支所
雨量総計	384.0mm	<u>460.0mm</u>	393.5mm	334.5mm	365.0mm
最大時間雨量	38.5mm	<u>71.5mm</u>	54.5mm	39.0mm	40.0mm
時刻	6日18時	6日17時	6日18時	6日18時	6日19時

※久留米市の7月平均降水量 329.4 mm（気象庁HPより）

3 主な気象情報等と避難情報の発令状況

7月5日（木）

時間	気象情報等	避難情報	対象校区
9:16	【発表】大雨注意報（土砂災害）		
17:00		避難準備・ 高齢者等避難開始発令	土砂災害指定11校区
17:24	【発表】大雨警報（土砂災害）		

7月6日（金）

時間	気象情報等	避難情報	対象校区
4:25	【発表】土砂災害警戒情報		
5:00		避難勧告 発令	土砂災害指定11校区
7:59	【発表】洪水警報		
13:00	土砂災害警戒レベル3		
14:00		避難指示(緊急)発令	土砂災害指定11校区

17:00	小石原川・大刀洗川・宝満川が氾濫危険水位を越えて上昇中	避難勧告 発令	小森野、宮ノ陣、弓削、北野、大城、金島 (6)
17:10	【発表】大雨特別警報(土砂災害)		
18:45	巨瀬川が氾濫危険水位を越えて上昇中で堤防天端高到達の恐れ	避難指示(緊急)発令	船越、水分、田主丸、柴刈、川会、水縄、竹野、大橋、大城、善導寺、山川、合川、草野、山本、御井 (15)
19:10	【発表】大雨特別警報(浸水害)		
21:15	筑後川(片ノ瀬)が氾濫危険水位を越えて上昇中	避難勧告 発令	南薫、篠山、鳥飼、日吉、荘島、京町、金丸、西国分、南、津福、安武、大善寺 (12)
22:15	大雨特別警報発表中及び広川が氾濫危険水位を越えて上昇中	避難勧告 発令	城島、下田、江上、青木、浮島、犬塚、三瀧、西牟田、長門石 (9)

7月7日(土)

時間	気象情報等	避難情報	対象校区
7:55	【解除】土砂災害警戒情報		
8:10	【解除】大雨特別警報(土砂災害・浸水害)		
16:38		全ての避難情報を解除	

4 避難状況

(避難所数、避難者数【最大時】)【7月7日0時】

○ 避難所 49箇所 662世帯、1,270名

※7月11日17時 すべての避難所を閉鎖

5 被害内容(市内全域)【7月22日現在】

区分	件数			合計
人的被害	なし			0件
住家被害	床上浸水 423件	床下浸水 1,011件		1,434件
非住家被害	公共建物 7件	その他 234件		241件
道路損壊	損壊 6件	埋没 1件	冠水 362件	369件
橋梁被害	なし			0件
河川被害	溢水 12件	決壊 なし	内水氾濫 1件	14件
	施設設備損壊 1件			
土砂災害	がけ崩れ 41件	土石流 1件	地すべり 1件	43件
合計				2,101件

6 主な被害箇所・内容【7月22日現在】

(1) 7月6日の大雨による、被害箇所・内容については、下表のとおり

(場所)	(施設名)	(被害状況)
山本町耳納	高曽根川	石積崩壊 右岸側 L=5.0m
田主丸町中尾	杉川	護岸崩壊 左岸側 L=45.0m
田主丸町竹野	千ノ尾川	護岸崩壊 左岸側 L=10.0m 右岸側 L=30.0m
田主丸町益生田	八幡川	護岸崩壊 右岸側 L=5.0m
草野町草野	夫婦木川	法面崩壊 右岸側 L=10.0m
山本町耳納	市道 F329 号線	護岸崩壊 L=7.0m
山本町耳納	市道 F55 号線	護岸崩壊 L=9.0m
リバーサイドパーク (筑後川河川敷)	多目的広場 2 面 (サッカー・ラグビー) ソフトボール場 2 面 多目的広場 1 面 東合川地区、梅満地区 安武地区	グラウンド洗掘 サッカーゴール破損 グラウンド洗掘 堆積土・漂着ゴミ
下田大橋河川公園	駐車場・多目的広場	堆積土

(2) 林道の被害

高良山線他 7 路線において、土砂崩落、倒木等が発生。現在、小寺線他 4 路線を通行止めになっている。

(3) 農業の被害

市内各地で農地等が冠水し、野菜、水稻、花卉、果樹などの農産物に被害が生じている。被害額は 12.9 億円 (7月17日現在)。

また、農業生産施設や農業用機械にも冠水による被害が生じており、被害額は 8.5 億円に上る (7月17日現在)。

(4) 商工業の被害

特に梅満町、津福本町、大石町、東合川、善導寺町、田主丸町、城島町などにおいて、事務所、店舗、倉庫、工場等が冠水し、製造装置、機材、原材料、製品、商品等に被害が生じている。7月22日現在で約 100 事業所から被害報告を受けており、被害額については、現在調査中。

(5) 下水道施設の浸水被害

7月6日(金)の豪雨により池町川及び金丸川の水位が上がり、中央浄化センター(津福本町)施設全体が浸水し、同日午後9時20分頃に汚水を汲み上げる揚水ポンプの全部の機能が停止した。その後、バキュームカーによりポンプ室内の侵入水排除を行い、復旧作業を開始し、7日(土)午後2時頃に仮復旧が完了した。

7 被災者への主な支援状況

(1) 相談窓口の設置

① 市民相談窓口

大雨被害に関する各種相談に緊急的に対応するため、市役所2階に市民相談窓口を開設。また、4総合支所では、相談対応電話を公表。

(設置期間)

平成30年7月7日(土)～7月13日(金) 9時～18時 ※7日は15時より

(相談件数) ※本庁分のみ

電話・メール 394件 来所 81件 計 475件

(主な相談内容) ※本庁分のみ・延べ件数

○災害ごみ	158件
○家屋の消毒	134件
○り災証明等の発行	91件
○災害見舞金	71件
○住宅に関すること	69件
○災害ボランティア	25件

② 農業相談窓口

大雨に伴う農業被害等の問い合わせや相談に対応するため、農政部生産流通課及び総合支所産業振興課に農業相談窓口を設置。

災害ごみや施設改修の支援制度などについて50件の相談(7月22日現在)。

現在も、相談窓口を開設中。

③ 事業者相談窓口

大雨に伴う事業所などへの被害等の問い合わせや相談に対応するため、商工観光労働部商工政策課及び総合支所産業振興課に相談窓口を設置。

支援制度などについて18件の相談があり(7月22日現在)、現在も相談窓口は開設中。このほかに、商工団体や金融機関などでも相談を受付中。

また、7月20日(金)より、低利率の「緊急経営支援資金(災害復旧枠)」の受付を開始し、7月22日現在の受付件数は2件。

(2) 災害ボランティアセンターの設置

7月5日からの大雨等により被災された方に対する、生活環境回復のための清掃作業などの支援を目的とした久留米市災害ボランティアセンターを設置。

災害ボランティアセンターでは、ボランティアに関する募集、受付・登録、被災者のニーズ調査、マッチング、活動派遣等の災害ボランティアの総合的調整機能を果たす。

○設置期間 平成30年7月9日(月)～7月22日(日)

○設置者 久留米市社会福祉協議会

○設置場所 久留米市社会福祉協議会内(長門石1丁目)

○ニーズ件数 82件(うち取下4件)

○処理件数 75件

○ボランティア活動 のべ706名

※活動内容は、災害ゴミ出し、屋内の泥のかき出し作業等

※ 7月22日17時閉所 閉所後の依頼は社協設置の通常のボランティアセンターで行う。

（３）義援金の受付（久留米市民の方で被災された方々への義援金受付の開始【22日現在】

① 義援金の受付

○ 募金箱の設置

- ・設置日 平成30年7月13日（金）から
- ・設置場所 市庁舎1F、各総合支所、各市民センター、久留米シティプラザ、市民活動サポートセンターみんくるなど14箇所

○ 義援金口座の開設

- ・開設日 平成30年7月17日（火）から
- ・開設機関 福岡銀行、筑邦銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、筑後信用金庫、福岡県南部信用組合、久留米市農業協同組合

（４）被災者へのその他の主な支援【7月22日現在】

○住宅支援

今回の大雨災害により床上浸水の被害を受けて、引き続き住むことができずに住宅に困窮している方を対象に市営住宅への一時入居などの住宅支援を開始。一時入居の期間は、入居後3か月(3か月更新で最長12か月迄)、敷金・家賃は免除。ただし、光熱水費や共益費などは自己負担。

○浸水家屋の消毒

今回の大雨災害により床上浸水や床下浸水の被害にあわれた住宅及び店舗兼住宅等、住宅と同規模程度（概ね100平方メートルまで）の店舗や事務所などを対象に無償で住宅などの消毒を実施。

○児童・生徒への支援

今回の豪雨により被災した市立小・中学校、特別支援学校、高等学校の児童・生徒や保護者の不安や悩みに対し、スクールカウンセラー等によるカウンセリング等を実施。また、災害によって学資の負担が困難になった久留米市立高等学校在籍生徒の保護者に対し、今後の授業料の減免を実施。（なお、就学支援金制度の所得基準超過により、今まで授業料を納めていた方が対象）

○災害ごみの処理

- ① 家庭から排出された災害ごみの収集を実施。
- ② 各処理施設にて災害ごみの受け入れを実施。（不燃ごみは宮ノ陣クリーンセンターのみ）

【臨時受け入れ 宮ノ陣クリーンセンター・上津クリーンセンター】

- ・平成30年7月8日（日）13時～17時（宮ノ陣クリーンセンターのみ）
- ・平成30年7月15日（日）8時30分～17時

○災害見舞金の支給

今回の大雨で被害を受けた市民の方からの災害見舞金の申請を受付。

【区分と見舞金の額】

区分	見舞金の額
流出、埋没	1世帯当り 100,000円 但し、1人世帯には60,000円
半壊	1世帯当り 50,000円 但し、1人世帯には30,000円
床上浸水	1世帯当り 30,000円 但し、1人世帯には20,000円

*世帯とは生計を一つにしている実際の生活単位。

- *久留米市に住民登録をしていない方の金額は、上記の金額の2分の1。
- *別途、福岡県が支給する災害見舞金があり、久留米市の災害見舞金の申請手続きと併せて手続きを行っている。

○り災証明書の申請受付

久留米市にて発生した災害によって災した建物（住家、及び非住家）の「被害の程度」について証明を行う。

○減免及び納税の猶予など

- ・個人市民税、固定資産税・都市計画税、事業所税
- ・国民健康保険料・後期高齢者医療制度
- ・介護保険料

8 救援本部の設置について

(1) 平成30年7月西日本豪雨災害救援本部の設置

○設置日時 平成30年7月11日（水） 17時

○構成

〔本部長〕 大久保市長 〔副本部長〕 中島副市長、森副市長
 〔メンバー〕 企業管理者、教育長、部長（17部局）、久留米広域消防本部消防長

○目的

平成30年7月西日本豪雨の被災地支援に関する情報の共有化と連携強化を図るとともに久留米市としての支援に取り組み、被災地の復旧・復興と被災者の安全安心な生活の確保に寄与することを目的に、久留米市大規模災害被災地救援本部に平成30年7月西日本豪雨災害も適用する。

(2) 支援の取り組み

〔物的支援〕

- ① 給水車等の派遣（※日本水道協会福岡県支部からの要請）
 - ・派遣日時 平成30年7月11日（水）～20日（金）（10日間）
 - ・派遣場所 愛媛県大洲市^{おおすし}
 - ・内 容 給水車（2t）1台、給水タンク（1t×2台）を積載したトラック1台を派遣し、被災者への応援給水活動実施。給水袋300枚の提供。
- ② 義援金の募集
 - 義援金の口座案内
 - ・案内開始日 平成30年7月13日（金）～
 - ・案内内容 西日本の広範囲にかけての災害であるため、久留米市のホームページにて日本赤十字社の義援金募集口座の案内を行う。
- ③ 災害派遣等従事車両証明書発行
 - 高速道路会社が管理する有料道路の料金無料措置を行う。
7月22日現在 7件22枚発行
- ④ その他、国、県や広域的な機関等からの要請に応える形で被災地支援の取り組みを行う。

(3) その他

広報等

- ・本市における被災者支援の内容を市ホームページや報道機関へ情報提供